

令和8年度 赤十字運動月間 募集活動のお願い

赤十字活動資金の募集に ご協力してくださる みなさまへ



新潟県支部救護班による能登半島地震での医療活動



子どもたちへの防災教育

日頃から日本赤十字社の活動にご理解とご支援をいただき、心から感謝申し上げます。
日本赤十字社は「人間のいのちと健康、尊厳を守る」という赤十字の使命に基づき、災害救護を始め、昨今の防災ニーズに对应されるよう、自治会・町内会やコミュニティ協議会等を中心とした防災減災活動や、学校と連携し子どもたちへ防災教育などをお住まいの地域や当支部で実施しております。

これらの活動は募集活動にご協力いただくみなさまと県民からのご寄付によって支えられています。今年度もみなさまからのご理解とご支援をどうぞよろしくお願いいたします。

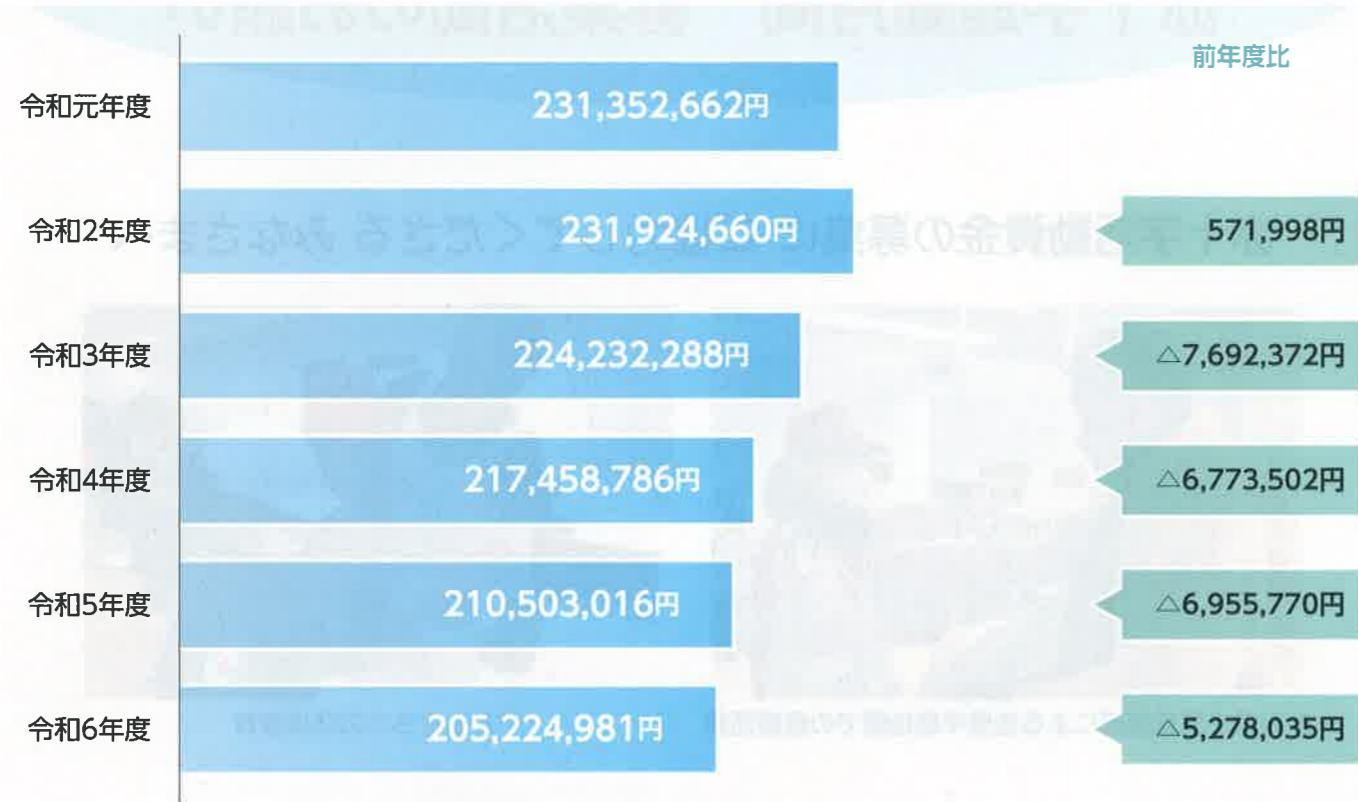
<お願い>

新潟県支部では、毎年5月1日～6月30日を「赤十字運動月間」とし、積極的な広報活動並びに活動資金募集活動を行っております。自治会・町内会のみなさまにおかれましては、下記の点にご留意いただき、募集活動にご協力くださいますようお願い申し上げます。

- ・「強制感」や「誤解」のないようにご配慮ください。
- ・自治会・町内会費の一部からご寄付いただける場合、総会等で合意を得た上でご協力ください。
- ・お渡ししている赤十字のチラシやポスターをご活用ください。

自治会・町内会を通じた寄付金が減少しています*

寄付金の推移



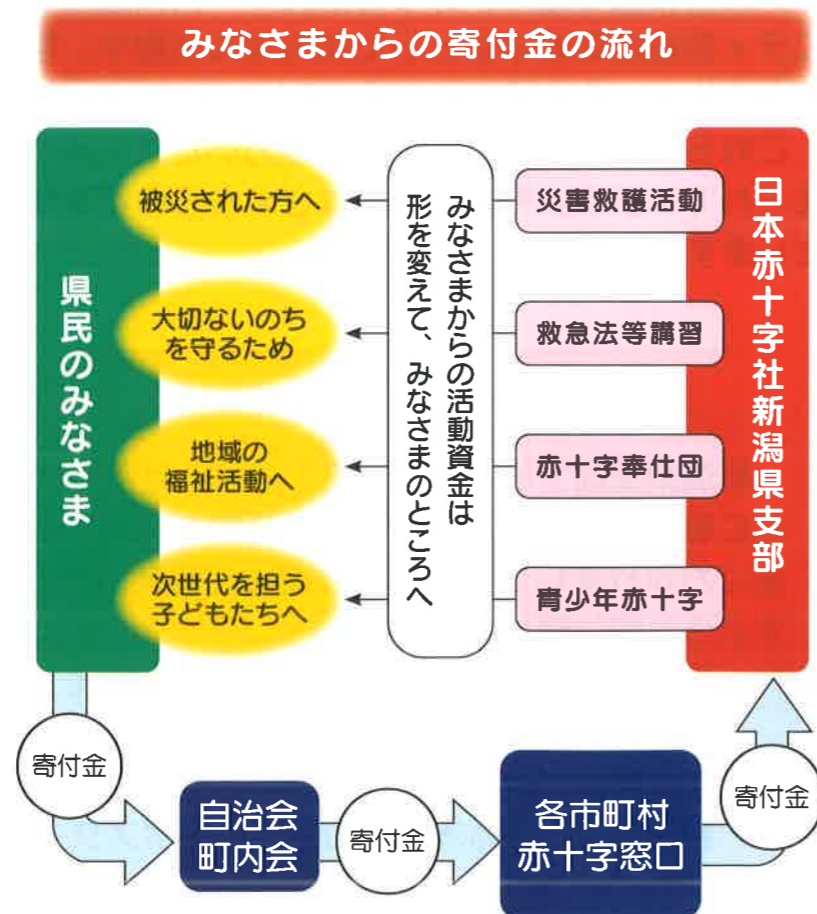
*上記は、自治会・町内会を通じてご協力いただいた寄付金のみ掲載しております。

新潟県支部では、全体の約6割が自治会・町内会を通じたご寄付となっております。赤十字活動の支えとなっております。

しかし近年、寄付は減少傾向にあり、災害の大規模化及び頻発する状況の中で、今後の赤十字活動への影響が危惧されます。

日本赤十字社新潟県支部は、県民のみなさまからお寄せいただくご寄付が唯一の活動の財源です。

これからも赤十字事業が継続して行えるようご理解と寄付へのご協力を賜りますようお願い申し上げます。



Q 募集活動にあたってのQ&A A

Q1 日本赤十字社は国の機関ですか？

日本赤十字社は、国の機関ではなく、法律に基づいて設置された独立した民間の団体です。また、災害救助法の定めるところにより行政が行う非常災害時の救護業務に従事するなど、国、地方公共団体に協力して、その補完的役割を果たす団体です。

Q2 日本赤十字社の財源はどこから出ているのですか？

赤十字に賛同いただいた個人や法人・団体のみなさまからのご寄付のみを財源としています。

Q3 活動資金はどのように使われているのですか？

災害時は、被災地への医療チームの派遣や、毛布日用品などの救援物資の配布、赤十字ボランティアによる炊出し等に活用しています。

日頃は、身近な人を救うためのAEDやけがの手当の講習会、災害の備えなどを学ぶ防災セミナー、新潟県支部独自に県・市区町村と共同で小学校新1年生へ交通安全帽（黄色い帽子）を無償配布しています。

Q4 なぜ、毎年寄付を納めなければならないのですか？

ご寄付を毎年納めなければならないというのは、決して強制ではありません。しかし、災害時や日頃の活動は、いのちを救うための活動となり、支援の手を緩めるわけにはいきません。また、その活動には突発的・長期的なものがあり、毎年安定した資金を確保し、常に準備しておく必要があるため、毎年継続してご協力をお願いしております。

Q5 行政との関係は？

県内各市区町村（行政あるいは社会福祉協議会）に日赤の窓口を置き、赤十字活動にご協力いただいています。地方公共団体の目的である「住民及び滞在者の安全と健康及び福祉の保持」という面で密接な関係にあることから、ご協力をお願いしています。

Q6 なぜ自治会・町内会の方が、寄付の募集に来るのですか？

赤十字は、地域に根差した活動をしており、地域の活動を地域のみなさまに支えていただけるようご協力をお願いしています。

地域をお願いするにあたり、職員が戸別に訪問させていただくことが困難なため、自治会・町内会の方々にご協力をお願いしております。

これとは別に新潟県支部でも、法人・団体のみなさまなどに直接依頼をするなど、活動資金の安定的な確保に努めております。

Q7 赤十字活動資金の協力は、いくらでもいいのですか？

安定的な活動を継続していくために、具体的な金額の目安を一世帯500円とさせていただいております。もちろん、これは目安ですので、金額は赤十字活動へのご理解とご賛同いただくみなさまの判断でお決めいただければと思います。

なお、年額2000円以上のご寄付をいただける方には、日本赤十字社の「会員」として登録させていただき、活動報告の情報誌などを送付させていただきます。

Q8 「赤い羽根共同募金（共同募金会）」と違うのですか？

「赤い羽根」で親しまれている共同募金会は、「社会福祉事業法（平成12年社会福祉法に改正）」に基づいて設立された団体です。赤い羽根共同募金は、日本国内の民間の社会福祉施設や福祉団体に配分され、施設整備や地域福祉活動資金等として活用されます。

*詳しくは、新潟県共同募金会（電話：025-281-5532）へお問い合わせください。

お問い合わせは 最寄りの日赤窓口もしくは新潟県支部へお尋ねください。

地区区分名	担当部署名	電話番号
新潟市地区本部	新潟市役所 福祉部福祉総務課内	025-226-1169
新潟市北区地区	新潟市北区役所 健康福祉課 障がい福祉係内	025-387-1305
新潟市東区地区	新潟市東区役所 健康福祉課 地域福祉・高齢介護グループ内	025-250-2320
新潟市中央区地区	新潟市中央区役所 健康福祉課 地域福祉・高齢介護グループ内	025-223-7221
新潟市江南区地区	新潟市江南区役所 健康福祉課 地域福祉担当内	025-382-4346
新潟市秋葉区地区	新潟市秋葉区役所 健康福祉課 地域福祉担当内	0250-25-5665
新潟市南区地区	新潟市南区役所 健康福祉課 地域福祉・高齢介護グループ内	025-372-6303
新潟市西区地区	新潟市西区役所 健康福祉課 地域福祉担当内	025-264-7315
新潟市西蒲区地区	新潟市西蒲区役所 健康福祉課 地域福祉・高齢介護グループ内	0256-72-8345
長岡市地区	長岡市役所 福祉保健部 福祉総務課 庶務係内	0258-39-2217
上越市地区	上越市役所 健康福祉部 福祉課内	025-520-5693
三条市地区	三条市役所 福祉保健部 福祉課 福祉・公営住宅係内	0256-34-5405
柏崎市地区	柏崎市社会福祉協議会 総務課総務係内	0257-22-1411
新発田市地区	新発田市役所 社会福祉課内	0254-28-9220
小千谷市地区	小千谷市役所 福祉課 障がい福祉係内	0258-83-3517
加茂市地区	加茂市役所 健康福祉課 福祉係内	0256-52-0080
十日町市地区	十日町市社会福祉協議会 地域福祉課 地域福祉係内	025-757-3565
見附市地区	見附市保健福祉センター 健康福祉課 生活支援係内	0258-61-1380
村上市地区	村上市社会福祉協議会 総務課内	0254-53-3467
燕市地区	燕市役所 健康福祉部 社会福祉課 地域福祉係内	0256-77-8104
糸魚川市地区	糸魚川市福祉事務所 援護係内	025-552-1511
妙高市地区	妙高市役所 福祉介護課 援護係内	0255-74-0061
五泉市地区	五泉市役所 健康福祉課 医療対策係内	0250-43-3911
阿賀野市地区	阿賀野市役所 民生部 福祉支援課 福祉企画係内	0250-62-2510
佐渡市地区	佐渡市役所 社会福祉部 社会福祉課 地域福祉係内	0259-63-5113
魚沼市地区	魚沼市役所 市民福祉部 福祉支援課内	025-792-9767
南魚沼市地区	南魚沼市役所 福祉保健部 福祉課 福祉総務係内	025-773-6667
胎内市地区	胎内市役所 福祉介護課 地域福祉係内	0254-43-6111
聖籠町分区	聖籠町役場 保健福祉課内	0254-27-6511
弥彦村分区	弥彦村役場 産業部 防災むらづくり課内	0256-94-1022
田上町分区	田上町役場 保健福祉課 保健係内	0256-57-6112
阿賀町分区	阿賀町役場 福祉介護課 福祉係内	0254-92-5763
出雲崎町分区	出雲崎町社会福祉協議会内	0258-41-7133
湯沢町分区	湯沢町役場 健康福祉部 福祉介護課 福祉係内	025-784-4560
津南町分区	津南町役場 福祉保健課内	025-765-3114
刈羽村分区	刈羽村役場 福祉保健課内	0257-45-3916
関川村分区	関川村社会福祉協議会 総務課 地域福祉係内	0254-64-0111
粟島浦村分区	粟島浦村社会福祉協議会内	0254-55-2111

※担当部署が変更となる場合があります。(令和8年4月現在)

活動資金にご協力をいただいたみなさまの個人情報の取り扱いについて

日本赤十字社は、活動資金、海外救援金（「海外たすけあい」を含む）、国内災害義援金へのご協力に関して取得する個人情報について、厳重に管理・保護を行うとともに、その取り扱いにつきましては、法令および社内規定を遵守し、細心の注意を払います。ご本人の同意なく第三者に提供したりすることはありません。

